

京都府立大学大学院公共政策学研究科規程

(平成20年京都府立大学規程第5号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規程第2号。以下「大学院学則」という。)第4条第2項の規定により、京都府立大学大学院公共政策学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(合格者等の選考及び決定)

第2条 合格者の選考は、大学院学則第14条、第15条、第17条及び第18条の規定により、研究科会議で行う。

2 大学院学則第19条に規定する社会人学生に対する選考は、研究科会議において別に定める方法により行う。

3 大学院学則第20条に規定する外国人留学生に対する選考は、京都府立大学大学院外国人留学生規程(平成20年京都府立大学規程第50号)に基づき、研究科会議において行う。

4 大学院学則第21条に規定する編入学者に対する選考は、研究科会議において別に定める方法により行う。

5 学長は、前項までの規定による選考を経て、入学者を決定する。

(科目等履修生及び特別研究学生)

第3条 大学院学則第42条及び第44条に規定する科目等履修生及び特別研究学生については、京都府立大学大学院科目等履修生規程(平成20年京都府立大学規程第51号)及び京都府立大学大学院特別研究学生規程(平成20年京都府立大学規程第53号)に基づき、研究科会議で選考を行う。

(授業科目等及び単位数)

第4条 各専攻の授業科目、研究指導及び単位数は、別に定める。

(授業科目等の配当及び実施計画)

第5条 各専攻における授業科目及び研究指導の年次配当並びに授業の実施計画は、年度開始前に、研究科会議において定める。

(履修方法)

第6条 研究科会議は、学生の履修を指導するため、指導教員を定める。

第7条 学生は、各年度初めに履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。

第8条 大学院学則第29条の規定により、学生が他の専攻又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた研究科長は、研究科会議の審議を経て、その可否を決定する。

第9条 大学院学則第30条又は第31条の規定により、学生が他の大学院の授業科目を履修

しようとするとき又は他の大学院等において研究指導を受けようとするときは、指導教員の指導を受けて、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた研究科長は、研究科会議の審議を経て、その可否を決定する。

第10条 大学院学則第32条の規定により、学生が外国の大学院等に留学を志望する場合は、指導教員の指導を受けて、所定の期日までに、研究科長を経て学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた研究科長は、研究科会議の意見を付して、その許可について学長に申し出るものとする。

(履修科目の試験)

第11条 履修科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告によって行う。

2 試験の期日、方法その他必要な事項は、あらかじめ告知する。

(博士後期課程修了に必要な単位)

第12条 大学院学則第38条第2項に規定する修了の要件となる単位数は8単位以上とする。

(編入学者等の単位及び在学期間の認定)

第13条 他の大学院から編入学した者の当該大学院で履修した授業科目及びそれについて修得した単位並びに在学期間の取扱いについては、大学院学則第33条及び第38条第3項の規定に基づき、研究科会議が判定する。

2 学生が、本学大学院に入学する以前に科目等履修生として修得した単位については、大学院学則第33条の規定に基づき、研究科会議が判定する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議において定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。